

## 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に向けた準備について

〔平成23年5月20日〕  
閣議了解

近年増加している国際結婚の破綻等により影響を受けている子の利益を保護する必要があるとの認識の下、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下「条約」という。）について、締結に向けた準備を進めることとする。

このため、条約を実施するために必要となる法律案を作成することとし、関係行政機関は必要な協力を行うものとする。

法律案の作成に当たっては、別紙の関係閣僚会議了解事項に基づくこととする。

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）  
＜条約実施に関する法律案作成の際の了解事項＞

平成 23 年 5 月 19 日  
関係閣僚会議

ハーグ条約を実施するための法律案作成に当たっては、下記の内容を盛り込むこととする。なお、具体的な規定の仕方については、法制上の問題も考慮した上で検討する。

■中央当局の任務

1. 中央当局は、外務省に設置する。
2. 子の返還に関する援助の申請に対し、中央当局は次の任務を行う。
  - (1) 子の所在の特定に関すること。
  - (2) 子に対する虐待その他の危害を防止するため、必要な措置を講ずること。
  - (3) 子の任意の返還又は当事者間の解決をもたらすために助言すること。
  - (4) 司法上の手続を含め我が国の国内法制につき必要な情報を提供すること。
3. 中央当局は、2. の任務を遂行するため、必要があると認める場合は、関係行政機関の長に対し、資料又は情報提供その他必要な協力を求めることができる。
4. 子との面会交流に関する援助の申請に対し、中央当局は必要な事務を行う。
5. 子の返還に係る規定は、条約の規定を踏まえ、条約が我が国について効力を生じた後に生じた事案についてのみ適用するものとする。

■子の返還命令に係る手続

1. 子の返還命令のための裁判手続を新設する。
2. 子の返還拒否事由
  - (1) 子に対する暴力等  
子が申立人から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（「暴力等」）を受けたことがあり、子を常居所地国に返還した場合、子が更なる暴力等を受けるおそれがあること。
  - (2) 相手方に対する暴力等  
相手方が、申立人から子が同居する家庭において子に著しい心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けたことがあり、子を常居所地国に返還した場合、子と共に帰国した相手方が更にかかる暴力等を受けるおそれがあること。
  - (3) 相手方が子と共に帰国することができない事情等  
入国できない、逮捕・刑事訴追のおそれがある、帰国後の生計維持が困難等の事情があるため相手方が常居所地国において子を監護することができず、かつ、相手方以外の者が子を常居所地国において監護することが子の利益に反すること。
  - (4) 包括条項  
その他子を常居所地国に返還することが、子に対して身体的若しくは精神的な害を及ぼし、又は子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。